

選挙運動費用の 公費負担（選挙公営）の手引

（自動車、ビラ及びポスター）

令和7年9月

築上町選挙管理委員会

改正履歴

	時 期	摘 要
第 1 稿	令和 3 年 4 月	初版
第 2 稿	令和 4 年 9 月	法改正による単価改正
第 3 稿	令和 7 年 9 月	法改正による単価改正

はじめに

この手引は、築上町議会議員選挙及び築上町長選挙（以下「町議会議員等の選挙」という。）において、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

なお、手引中にある単価、掲示板数等は、当該手引作成時点のものであり、法令等の改正により変動する場合がございますので、予めご了承願います。

目次

1 公費負担制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	3
(1) 選挙運動用自動車の使用	3
(2) 選挙運動用ビラの作成	11
(3) 選挙運動用ポスターの作成	14
5 各種様式（記載例）	17
《参考資料》 選挙運動費用の公費負担制度Q&A	53

1 公費負担制度とは

この制度は、町議会議員等の選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、築上町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、築上町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは、以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

(1) 必ず有償契約を締結しなければならないこと。

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、町選管に届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

(2) 公営の適用される額には、全て一定の限度額があること。

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と、候補者1人あたりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

例えば、選挙運動用ポスターで、ポスター掲示場に掲示するための予備として84枚（公費負担限度枚数）より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスターなど）は公費負担の対象となりません。

なお、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担となります。

（3）必ず所定の手続をしなければならないこと。

公営が適用される場合は、町長は業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされています。この経費の支払には一定の書類が必要であり、必ず所定の手続をしなければなりません。

なお、手続はおおむね次の日程で行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載し、印は契約書に押印した印章を使用してください。

種 別		提出期日等	提出先
1 各種契約 届出書	立候補の届出 <u>前</u> の契約	立候補の届出後3日以内に	候補者→町選管
	立候補の届出 <u>後</u> の契約	契約後直ちに	
2 各種確認申請書		契約の届出と同時に	候補者→町選管
3 各種確認書		町選管から交付後直ちに	候補者→業者等
4 各種使用 (作成) 証明書	使用証明書(自動車・燃料・運転手)	契約履行後直ちに (選挙期日又はその前日)	候補者→業者等
	作成証明書(ポスター・ビラ)	納品後直ちに	
5 請求書		選挙期日後速やかに	業者等→町長

（4）候補者に係る供託物が没収されないこと。

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（これを「供託物没収点」という。）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。

供託物を没収される候補者については、公費負担の対象とはならず、全て自己負担となります。また、候補者たることを辞した場合等も没収されます。

町長選挙における供託物没収点	有効投票総数 × 1/10
町議会議員選挙における供託物没収点	有効投票総数 ÷ 議員定数(14人) × 1/10

※有効投票総数とは、各候補者の得票数を全て加えた数

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用 1に掲げる契約以外の契約の場合	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 (ハイヤー、タクシーの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	64,500円/日×5日 =322,500円
	2 自動車の借入契約 (レンタル、個人、会社等からの借上)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日について1台に限る)	16,100円/日×5日 =80,500円 (令和4年9月改正)
	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円/日×5日 =38,500円 (令和4年9月改正)
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日について1人に限る)	12,500円/日×5日 =62,500円

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

契約の形態には、(ア) ハイヤー方式（自動車、燃料代、運転手の全てを含む契約）と(イ) レンタル方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用についてそれぞれ個別に契約）とがあります。同じ日にこの両方の契約をする場合には、候補者の指定するいざれか一方の契約が公営の対象となります。また、いざれの契約についても公営の対象となるのは、実際に選挙運動用として使用された自動車についてのみですので、無投票の場合には、告示日1日の使用等についてのみ公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、選挙運動用自動車の使用のために要した費用を計上する必要はありません（法197②）。

(ア) ハイヤー方式

① どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。ただし、車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

② どのようなものが公営となるか。

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（一般にタクシー会社と呼ばれているもの）と有償契約（この契約を「一般運送契約」という。）を締結し、選挙運動用自動車（営業用ナンバーであること。）を使用するときは、1日1台64,500円の範囲内で公費負担となります。

なお、1日に2台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

③ どのような手続をしなければならないか。

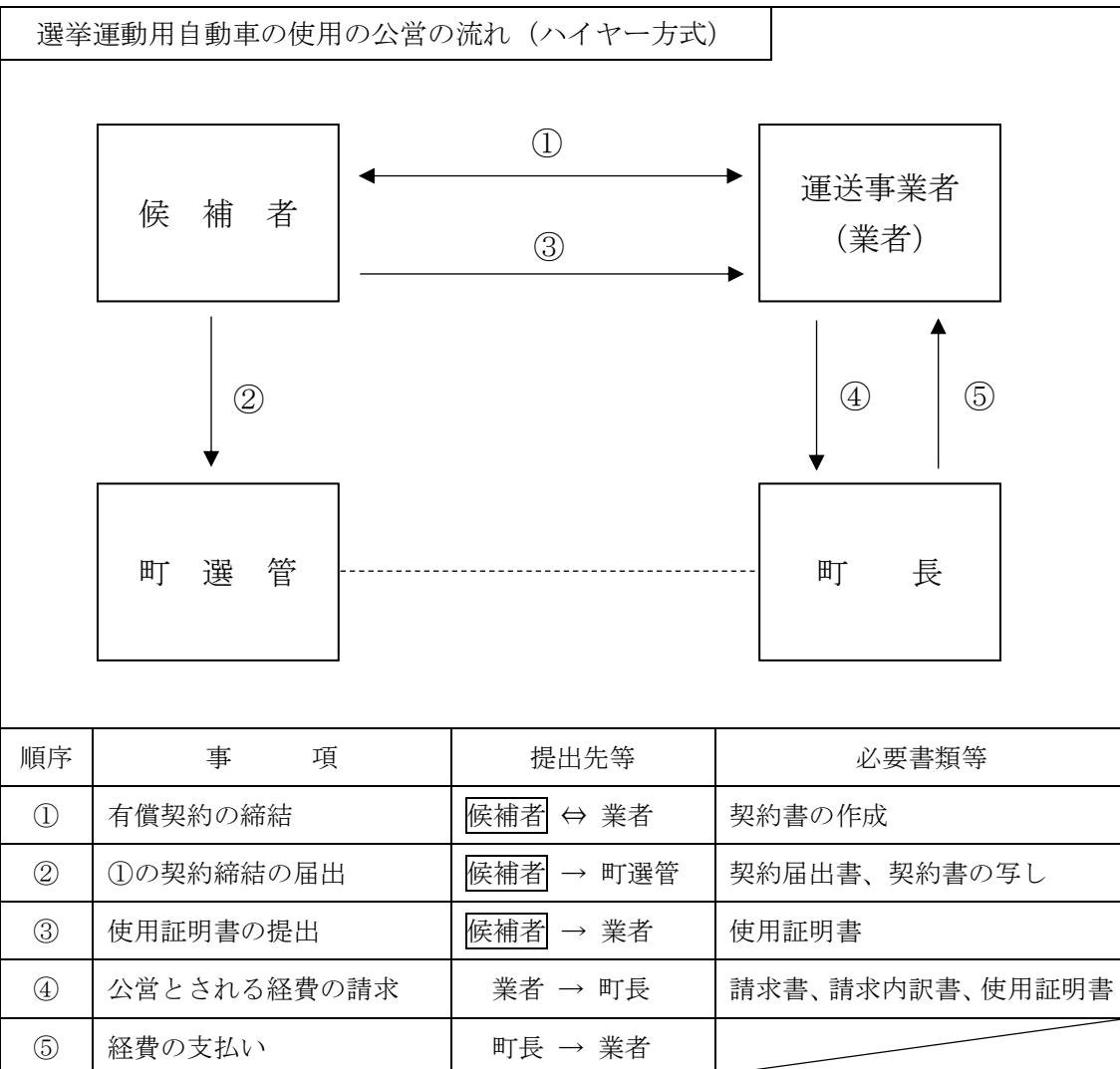
(ア) 候補者は、一般運送契約を締結したときはその旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）選挙運動用自動車使用契約届出書に契約書の写し及び各契約を添えて町選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を運送事業者に提出しなければなりません。

(ウ) 運送事業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、選挙運動用自動車使用請求書に請求内訳書と選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することはできません。

(エ) 町長は、運送事業者から請求されたとき、運送事業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。



備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることができません。

2 町長に対してする④の請求は、町選管にて受け付けます。

(イ) レンタル方式

① どのような場合に公営となるか。

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車の使用について公費負担となります。ただし、車両へのスピーカー、看板等の設置費用は公費負担の対象になりませんので注意してください。

② どのようなものが公営となるか。

前記 (ア) ② でいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内で公費負担となります。なお、候補者と生計を一にする親族（当該契約に係る業務を業として行う者を除く。）と契約する場合は、公費負担となりません。

(ア) 選挙運動用自動車の借り入れ

選挙運動用自動車を借り入れる有償契約（この契約を「自動車借り入れ契約」とい

う。) を締結し、選挙運動用自動車を借り入れるときは、1日1台16,100円 (令和4年9月改正) の範囲内で自動車借入代が公費負担となります。なお、1日に2台以上選挙運動用自動車を借り入れるときは、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。

(イ) 選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に7,700円 (令和4年9月改正) を乗じて得た額 (告示日に届けた場合、5日×7,700円/日=38,500円) の範囲内で燃料代が公費負担となります。

(ウ) 選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手を有償契約により雇用するときは、1日1人12,500円の範囲内で運転手の報酬の額が公費負担となります。

なお、この契約で1日に2人以上の運転手を雇用するときは、候補者はいずれか1人を指定しなければなりません。

③ どのような手続をしなければならないか。

(ア) 候補者は、それぞれ有償契約を締結したときは、その旨を直ちに (立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に) 選挙運動用自動車使用契約届出書に契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに選挙運動用自動車燃料代確認申請書を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される金額までの選挙運動用自動車燃料代確認書を交付します。なお、燃料の供給を受けた場合は、燃料供給業者から日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず受領し、保管してください。

(ウ) 候補者は、町選管から選挙運動用自動車燃料代確認書の交付を受けたときは、直ちにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

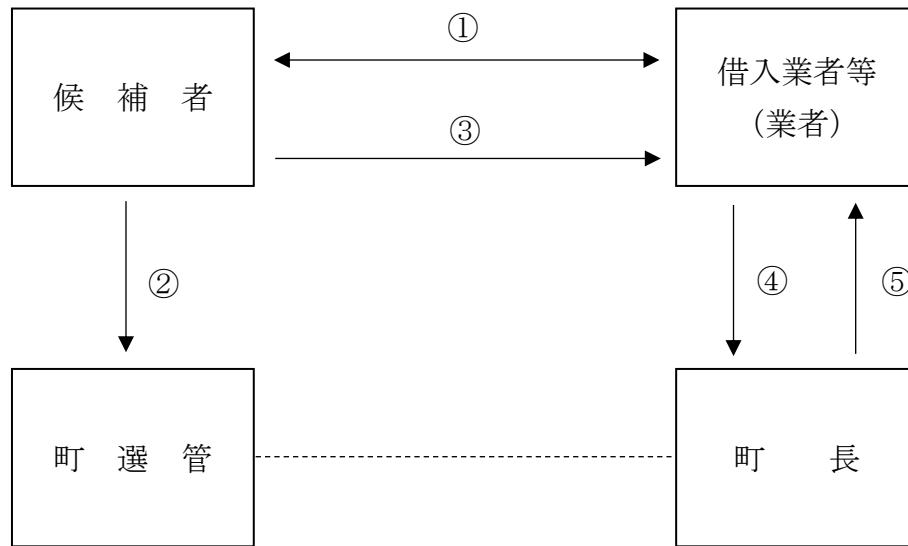
(エ) 候補者は、選挙運動用自動車を借り入れ、燃料の供給を受け、又は運転手を雇用したときは、選挙運動用自動車使用証明書を自動車にあっては運送事業者等ごとに、燃料にあっては燃料供給業者ごとに、運転手にあっては運転手ごとに作成し各業者等に提出しなければなりません。

(オ) 各契約事業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、選挙運動用自動車使用請求書に請求内訳書と選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求には選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票の写しが必要。)を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

- (カ) 町長は、各契約事業者等から請求されたとき、各契約事業者等に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式）その1
(選挙運動用自動車借入代)

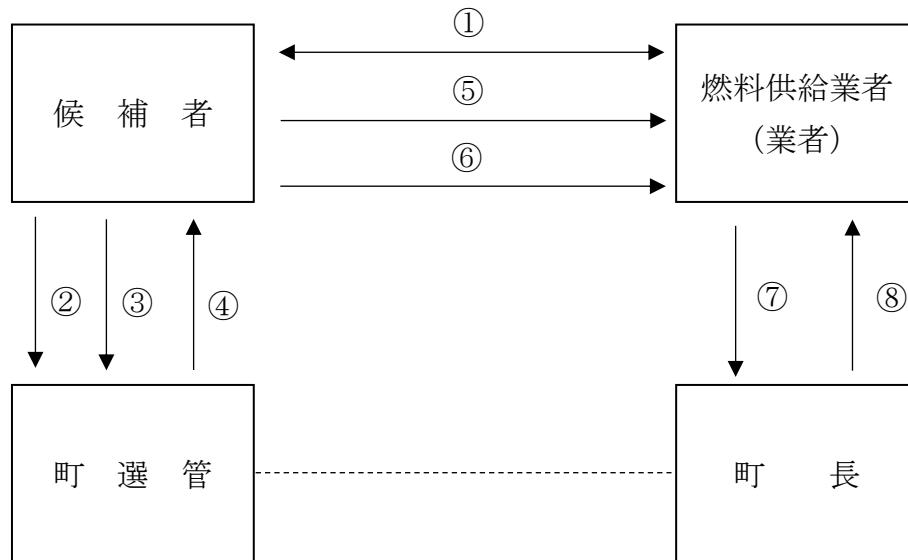


順序	事 項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者 ⇄ 業者	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者 → 町選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用証明書の提出	候補者 → 業者	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	業者 → 町長	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払い	町長 → 業者	

備考 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をすることできません。

2 町長に対する④の請求は、町選管にて受け付けます。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式）その2
(選挙運動用自動車燃料代)

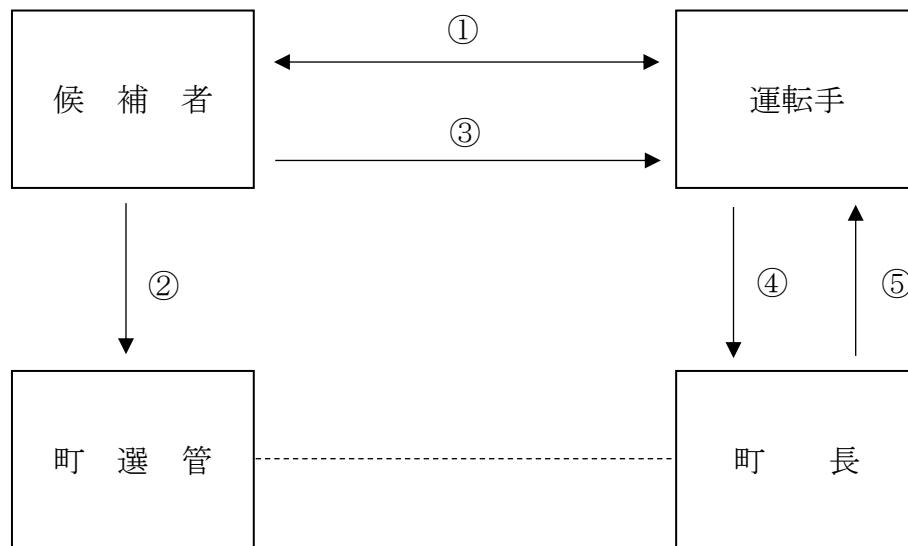


順序	事 項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者 ⇄ 業者	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者 → 町選管	契約届出書、契約書の写し
③	燃料代の確認申請	候補者 → 町選管	燃料代確認申請書
④	確認書の交付	町選管 → 候補者	
⑤	確認書の提出	候補者 → 業者	燃料代確認書
⑥	使用証明書の提出	候補者 → 業者	使用証明書、給油伝票の写し
⑦	公営とされる経費の請求	業者 → 町長	請求書、請求内訳書、使用証明書、燃料代確認書、給油伝票の写し
⑧	経費の支払い	町長 → 業者	

備考1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をできません。

2 町長に対する⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル方式）その3
(選挙運動用自動車の運転手の雇用)



順序	事 項	提出先等	必要書類等
①	有償契約の締結	候補者 ⇄ 運転手	契約書の作成
②	①の契約締結の届出	候補者 → 町選管	契約届出書、契約書の写し
③	使用證明書の提出	候補者 → 運転手	使用證明書
④	公営とされる経費の請求	運転手 → 町長	請求書、請求内訳書、使用證明書
⑤	経費の支払い	町長 → 運転手	

備考 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は④の請求をできません。

2 町長に対する④の請求は、町選管にて受け付けます。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担の対象	単価の上限 ①	枚数の上限 ②	
[作成単価と①の少ない方の額] × [作成枚数と②の少ない方の枚数]	8円38銭 (令和7年9月改正)	町長	5,000枚
		町議会議員	1,600枚

① どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ビラ（以下「ビラ」という。）の作成について公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

② どのようなものが公営となるか

候補者がビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、次の範囲で公費負担となります。

公費負担額＝ビラ1枚あたりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

(ア) 作成単価の限度

1枚あたり 8円38銭（令和7年9月改正）

(イ) 作成枚数の限度

町選管に届け出た2種類以内のビラで、各選挙における限度枚数は次のとおりです。

・町長選挙 合計 5,000枚まで

・町議会議員選挙 合計 1,600枚まで

(ウ) 公費負担の限度額

各選挙における公費負担の限度額は次のとおりです。

・町長選挙 8円38銭×5,000枚＝41,900円

・町議会議員選挙 8円38銭×1,600枚＝13,408円

③ どのような手続をしなければならないか

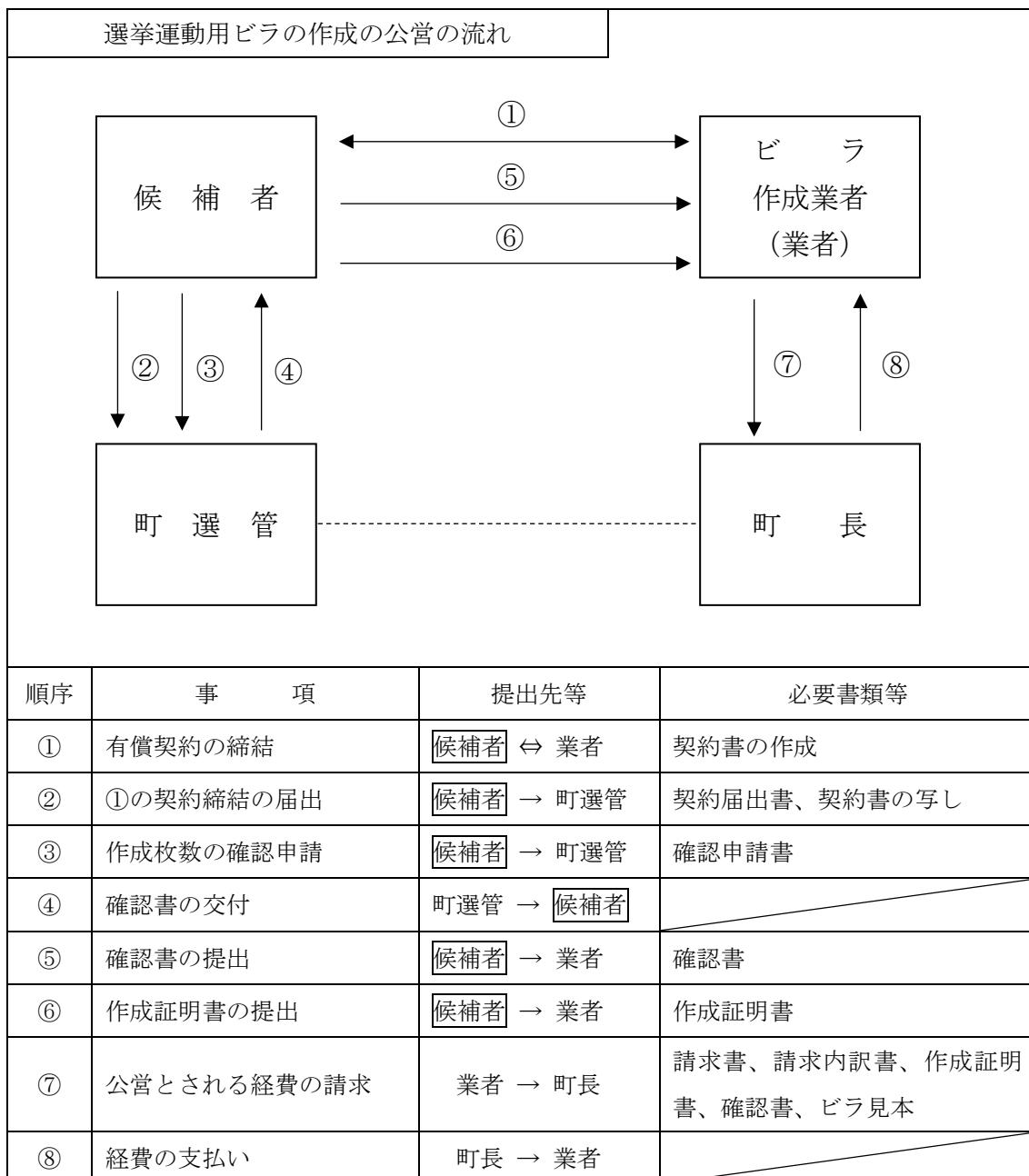
(ア) 候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）選挙運動用ビラ作成契約届出書に選挙運動用ビラ作成請負契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ビラ作成業者ごとに選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書を町選管に提出しなければなりません。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの選挙運動用ビラ作成枚数確認

書を交付します。

- (ウ) 候補者は、町選管から選挙運動用ビラ作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。
- (エ) 候補者は、ビラを作成したときは、選挙運動用ビラ作成証明書をビラ作成業者に提出しなければなりません。
- (オ) ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、選挙運動用ビラ作成請求書に選挙運動用ビラ作成請求内訳書、選挙運動用ビラ作成証明書、選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び作成したビラの見本1枚（2種類の場合は各1枚）を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
- (カ) 町長はビラ作成業者から請求されたとき、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次のページのようになります。



備考 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限 ①	枚数の上限 ②
[作成単価と①の少ない方の額] × [作成枚数と②の少ない方の枚数]	586円88銭×84箇所+316,250円 84箇所 (ポスター掲示場数) =4,352円 (令和7年9月改正)	84枚

① どのような場合に公営となるか

候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成について公費負担となります。

なお、選挙運動用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

② どのようなものが公営となるか

候補者がポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。

公費負担額=ポスター1枚あたりの作成単価×作成枚数（作成枚数の限度内）

なお、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

(ア) 作成単価の限度

586円88銭（令和7年9月改正）にポスター掲示場数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除して得た金額（1円未満の端数があるときは1円とする。）

これを計算式に表しますと次のようにになります。

$$\begin{aligned} \text{作成単価の限度額} &= \frac{586円88銭 \times 84箇所 + 316,250円}{84箇所} \\ &= 4,352円 \quad \text{※1円未満の端数は切上げ} \end{aligned}$$

(イ) 作成枚数の限度

ポスター掲示場の数 84枚

よって、公費負担の限度額は、4,352円×84枚=365,568円となります。

③ どのような手続をしなければならないか

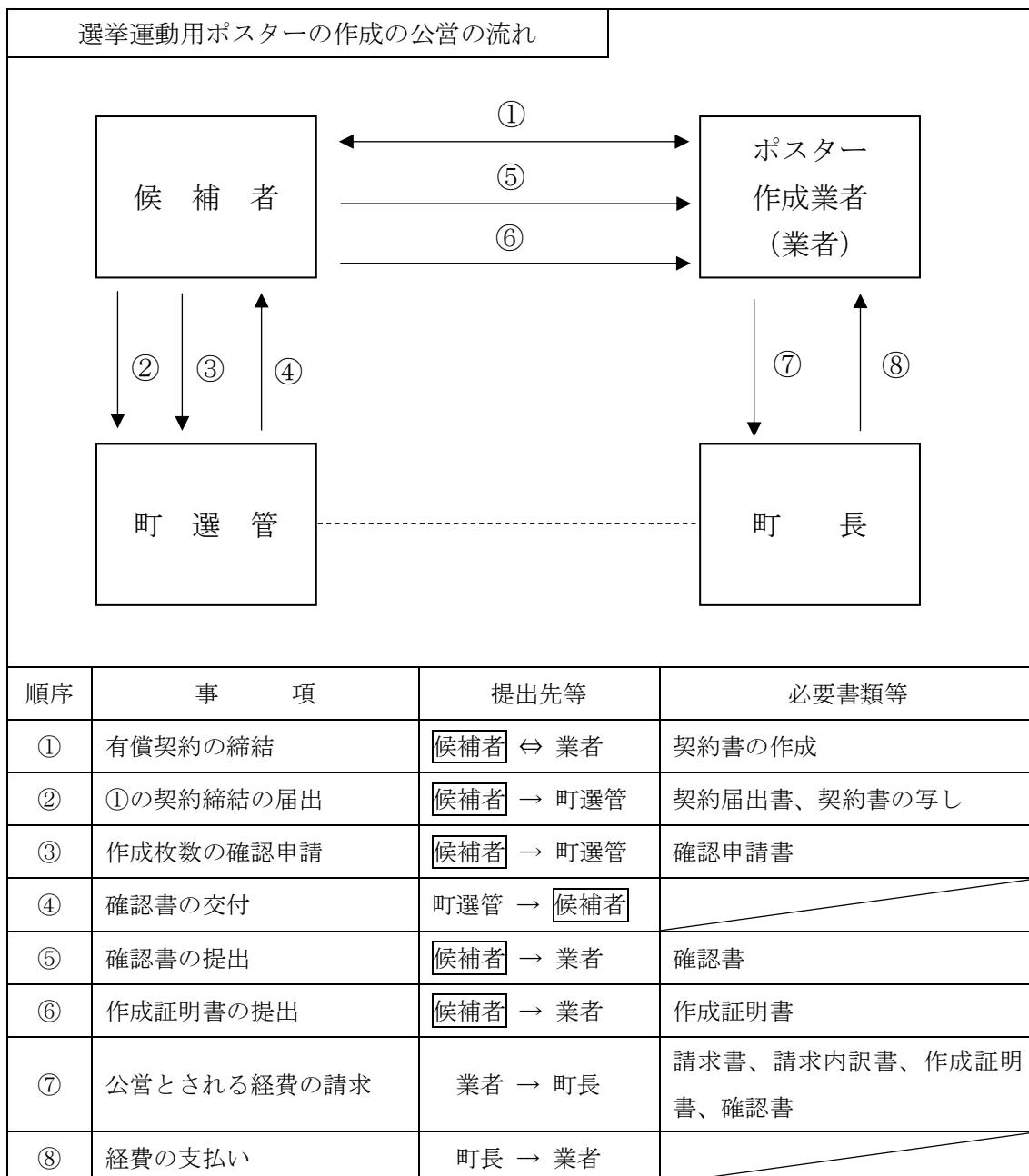
(ア) 候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結したときは、その旨を直ちに（立候補の届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後3日以内に）選挙運動用ポスター作成契約届出書に選挙運動用ポスター作成請負契約書の写しを添えて町選管に届け出なければなりません。

(イ) 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、ポスター作成業者ごとに選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を町選管に提出しなければなりま

せん。町選管は、この申請に基づき公営の適用される枚数までの選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付します。

- (ウ) 候補者は、町選管から選挙運動用ポスター作成枚数確認書の交付を受けたときは、直ちにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。
- (エ) 候補者は、ポスターを作成したときは、選挙運動用ポスター作成証明書をポスター作成業者に提出しなければなりません。
- (オ) ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛てに所定の経費を請求してください。この場合、選挙運動用ポスター作成請求書に選挙運動用ポスター作成請求内訳書、選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。
- (カ) 町長は、ポスター作成業者から請求されたとき、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

以上の流れを図にしますと次ページのようになります。



備考 1 供託物が没収される候補者のものについては、業者は⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する⑦の請求は、町選管にて受け付けます。

5 各種様式（記載例）

		様 式 名	ページ	チェック
選 挙 運 動 用 自 動 車 関 係	1	選挙運動用自動車運行請負契約書（ハイヤー方式）※参考	18	
	2	選挙運動用自動車賃貸借契約書（レンタル方式）※参考	19	
	3	選挙運動用自動車燃料売買契約書（レンタル方式）※参考	20	
	4	選挙運動用自動車運転手雇用契約書（レンタル方式）※参考	21	
	5	選挙運動用自動車使用契約届出書（ハイヤー・レンタル共通）	22	
	6	選挙運動用自動車燃料代確認申請書（レンタル方式）	23	
	7	選挙運動用自動車燃料代確認書（レンタル方式）※選管使用	24	
	8	選挙運動用自動車使用証明書（自動車・燃料・運転手）	25～27	
	9	選挙運動用自動車使用請求書（ハイヤー方式：自動車）	28	
	10	請求内訳書（ハイヤー方式：自動車）	29	
	11	選挙運動用自動車使用請求書（レンタル方式：自動車）	30	
	12	請求内訳書（レンタル方式：自動車）	31	
	13	選挙運動用自動車使用請求書（レンタル方式：燃料）	32	
	14	請求内訳書（レンタル方式：燃料）	33	
	15	選挙運動用自動車使用請求書（レンタル方式：運転手）	34	
	16	請求内訳書（レンタル方式：運転手）	35	
選 挙 運 動 用 ビ ラ 関 係	1	選挙運動用ビラ作成請負契約書※参考	36	
	2	選挙運動用ビラ作成契約届出書	37	
	3	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	38	
	4	選挙運動用ビラ作成枚数確認書※選管使用	39	
	5	選挙運動用ビラ作成証明書	40	
	6	選挙運動用ビラ作成請求書	41	
	7	選挙運動用ビラ作成請求内訳書	42	
選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー 関 係	1	選挙運動用ポスター作成請負契約※参考	43	
	2	選挙運動用ポスター作成契約届出書	44	
	3	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	45	
	4	選挙運動用ポスター作成枚数確認書※選管使用	46	
	5	選挙運動用ポスター作成証明書	47	
	6	選挙運動用ポスター作成請求書	48	
	7	選挙運動用ポスター作成請求内訳書	49	

【(写し) 候補者 → 町選管】

契約書は参考書式です

〔ハイヤー方式〕

印 印紙 印

選挙運動用自動車運行請負契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を発注者とし、**業者名** を請負者として、発注者請負者両当事者間において、令和 **年** **月** **日**執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

1 請負者は、発注者に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、発注者はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、請負者は、発注者に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、発注者の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする。

(1) 車種 **車名など** 例：北九州 50 あ 12-34

(2) 登録番号 **車両のナンバー** 選挙運動期間内

(3) 運行期間 令和 **年** **月** **日**から令和 **年** **月** **日**まで

2 請負代金は、1日につき 金 **円** (消費税及び地方消費税含む。)とし、総額 金 **検算** 円とする。 64,500円(税込)が公営負担の限度額

3 この契約書に定めのない事項については、発注者、請負者協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ発注者、請負者それぞれ1通を保管する。

令和 **年** **月** **日**

契約は告示日前でも可能

法人印(個人の場合は除く。)

代表者印(個人の場合は個人印)

発注者 住所 **候補者届と一致**

氏名(候補者) **戸籍名を記載** 印

請負者 住所 **所在地**

氏名(名称及び代表者氏名) **法人の名称** 印

代表者氏名(個人の場合は個人名)

備考

- 自動車の運行請負期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 請負者が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印章を使用すること。
- 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を押印すること。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を賃借人とし、**業者名** を賃貸人として、賃借人賃貸人両当事者間において、令和 **年** **月** **日** 執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 賃貸人は、賃借人に対して、次に掲げる自動車を貸付け、賃借人はこれに対して賃料を支払うものとする。ただし、賃貸人は、賃借人に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、賃借人の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする。

(1) 車種 **車名など** 例：北九州50 あ 12-34

(2) 登録番号 **車両のナンバー** 選挙運動期間内

(3) 運行期間 令和 **年** **月** **日** から 令和 **年** **月** **日** まで

2 賃貸借料は、1日につき 金 **検算** 円 (消費税及び地方消費税含む。) とし、総額 金 **16,100円（税込）** が公営負担の限度額とする。

3 この契約書に定めのない事項については、賃借人、賃貸人協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ賃借人、賃貸人それぞれ1通を保管する。

契約は告示日前でも可能

令和 **年** **月** **日**

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

賃借人 住所 **候補者届と一致**

氏名（候補者） **戸籍名を記載** 印

賃貸人 住所 **所在地**

氏名（名称及び代表者氏名） **法人の名称** 印

代表者氏名（個人の場合は個人名）

備考

- 自動車の賃貸借期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 賃貸人が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印章を使用すること。
- 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を押印すること。

選挙運動用自動車燃料売買契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を買主とし、**業者名** を売主として、買主売主両当事者間において、令和 **年** **月** **日**執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 買主は、売主に対して、次に掲げる燃料代を支払うものとする。ただし、売主は、買主に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、買主の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 **レギュラーガソリン等** 例: 北九州 50 あ 12-34

(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

車両のナンバー

選挙運動期間内

(3) 期間 令和 **年** **月** **日**から令和 **年** **月** **日**まで

2 売買代金は、1リットルにつき 金 **_____円** (消費税及び地方消費税含む。) とする。ただし、総契約量 **_____リットル**、総額 **金 _____円** の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、買主、売主協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ買主、売主それぞれ1通を保管する。

38,500円(税込)が公営負担の限度額

令和 **年** **月** **日**

買主 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

売主 住所 **所在地**

氏名 (名称及び代表者氏名) **法人の名称** (印)

代表者氏名 (個人の場合は個人名)

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を押印すること。

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を雇用人とし、**運転手の個人名** を被雇用人として、雇用人被雇用人両当事者間において、令和 **年** **月** **日**執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 雇用人は被雇用人选挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、被雇用人は、雇用人に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、雇用人の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする

選挙運動期間内

(1) 運転手の雇用期間 令和 **年** **月** **日**から令和 **年** **月** **日**まで

2 報酬の額は、1日につき 金 **円** とし、総額 金 **円** **検算** 円とする。

12,500円が公営負担の限度額

3 この契約書に定めのない事項については、雇用人、被雇用人協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ雇用人、被雇用人それぞれ1通を保管する。

契約は告示日前でも可能令和 **年** **月** **日**雇用人 住所 **候補者届と一致**氏名 (候補者) **戸籍名を記載** **印**被雇用人 住所 **運転手の住所**氏名 **運転手の個人名** **印**

備考

- 1 運転手の雇用期間は、立候補届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 被雇用人(運転手)が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印章を使用すること。

【候補者 → 町選管】

様式第1号 (第2条関係)

築上町選挙管理委員会委員長 殿

届出日 (契約日ではない。)

※告示日以降の日付

選挙運動用自動車使用契約届出書

令和〇年〇月〇日

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日 執行築上町〇〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載 印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 【ハイヤー方式】

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年〇月〇日	【契約書と一致】	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇円	

契約書の日付と同一日

契約書の期間と一致すること

※選挙運動期間内

2 1に掲げる契約以外の場合 【レンタル方式】

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入	令和〇年〇月〇日	【契約書と一致】		〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇円	
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	【契約書と一致】		〇月〇日から 〇月〇日まで	〇〇〇円	
燃料代	令和〇年〇月〇日	【契約書と一致】	①北九州500あ12-34 ②契約単価		〇〇〇円	

備考

- 契約届出書には、契約書の写し（契約が2による場合には区別）を添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手」は雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又はてください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約をした場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 1の「契約内容」欄の「運送契約金額」及び2の「契約内容」欄の「契約金額」（「運転手の雇用」を除く。）には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

各契約の総額

※1日あたりの
額ではない。

【候補者 → 町選管】

燃料供給業者毎に作成すること

[レンタル方式]

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

築上町選挙管理委員会委員長 殿

令和〇年〇月〇日

届出日（契約日ではない。）
※告示日以降の日付

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日執行

候補者

戸籍名を記載

印

次の選挙運動用自動車燃料代につき、築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日		令和〇年〇月〇日
契約の相手方	氏名又は名称	
	住所	
	法人の代表者の氏名	
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		
確認申請金額		円

契約書（届出書）と一致

契約金額以内
※38,500円（税込）が公営負担の限度額

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	事前審査時は〇円	〇円
今回の購入金額（b）	円	円
燃料代計（a）+（b）	円	円
備考		

契約書（届出書）と一致

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者毎に別々に候補者から築上町選挙管理委員会に提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累計金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 「購入金額」欄及び「左のうち確認済又は確認申請金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また選挙運動用自動車に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

様式第7号（第3条関係）

確認番号

第

号

選挙運動用自動車燃料代確認書

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第1項第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

築上町選挙管理委員会

委員長

印

記

選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙
候補者の氏名	
燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
確認金額	円

備考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、築上町に支払を請求することはできません。
- 「確認金額」には、消費税額が含まれます。

【 候補者 → 業者 → 町選管 】

様式第10号その1（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)				
次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。				
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 契約書に押印した印 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙 候補者 <input type="text"/> 戸籍名を記載 印 </div>		
使用の最終日以後の日付		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 記 </div>		
運送等契約区分 ※該当する番号に〇を してください。		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; text-align: center;">1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; text-align: center;">2 1に掲げる場合以外の場合</div> </div>		
運 送 事 業 者	氏名又は名称	契約書（届出書）と一致		
	住所			
	法人の代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号		運送等年月日	運送等金額	備 考
		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	円	
		年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	円	
備考				
1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者毎に別々に作成し、候補者から運送事業者に提出してください。 2 運送事業者等が築上町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、築上町に支払を請求することはできません。 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日あたり次の金額までです。 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円 (2) (1)以外の場合 15,800円 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定した一の契約のみについて記載してください。 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、築上町に支払いを請求することはできません。 8 「運送等金額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。				

【候補者 → 業者 → 町選管】

〔レンタル方式〕

様式第10号その2（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書 (燃 料)				
次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。				
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	契約書に押印した印			
供給の最終日以後の日付		令和〇年〇月〇日 執行 築上町〇〇〇選挙		
候補者 記		候補者 戸籍名を記載 印		
燃料 供 給 業 者	契約書（届出書）と一致			
	氏名又は名称	住所	法人の代表者の氏名	契約書（届出書）と一致
	燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額
備考	選挙期間中の日付	ル	円	備考
1 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のう ち、燃料供給業者毎に記載すること（業者の請求と一致すること）				
3 条第1項第4号に規定する4けたのアラビア数字、又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものという。以下同じ。）の写しを添えて候補者から燃料供給業者に提出してください。				
2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。				
3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日毎に記載してください。				
4 燃料供給業者が築上町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。				
5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、築上町に支払を請求することはできません。				
6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。				
7 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また選挙運動用自動車に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。				
8 「燃料供給額」欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。				

【候補者 → 業者 → 町選管】

〔レンタル方式〕

様式第10号その3（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書 (運 転 手)		
次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。		
令和 [] 年 [] 月 [] 日		
使用の最終日以後の日付		
契約書に押印した印 令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙 候補者 戸籍名を記載 印		
記		
運転手	氏名	契約書（届出書）と一致
	住所	契約書（届出書）と一致
	電話	契約書（届出書）と一致
雇用年月日	報酬の金額（円）	備 考
選挙期間中の日付	円	契約書（届出書）と一致
円		
円		
円		
備考		
1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手毎に別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。 2 運転手が築上町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、築上町に支払を請求することはできません。 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。 6 候補者が指定した運転手以外の運転手は、築上町に支払を請求することはできません。		

【業者→町選管】

〔ハイヤー方式〕

様式第13号その1（第6条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

選挙期日後の日付

令和　年　月　日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること

法人印（個人の場合は除く。）

住所

所在地

氏名

法人の名称

個人の場合は

記

代表者氏名

個人名

訂正印による訂正不可

代表者印（個人の場合は個人印）

請求金額	円		
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり		
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振込先金融機関等			
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2
預金種別	普通	・ 当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	△△△△ △△△△		
口座名義人	□□ □□		

右づめで記入

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
- 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

[別紙] (様式第13号その1関係)

〔ハイヤー方式〕

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名		戸籍名を記載		
使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	↑ 円	64,500円	↑ 円	
年 月 日		64,500円		
契約書(届出書)と一致		(A)、(B)いずれか少ない金額		
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
合 計			↑ 円	

備考

請求書の請求金額と一致

- (A) 欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- (C) 欄には、(A) と (B) とを比較して少ない方の金額を記載してください。

【 業者 → 町選管 】

様式第13号その2（第6条関係）

〔レンタル方式〕

請 求 書

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

選挙期日後の日付

令和 年 月 日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること

法人印（個人の場合は除く。）

住所

氏名

所在地

法人の名稱

個人の場合は

個人名

印

訂正印による訂正不可

代表者印（個人の場合は個人印）

記

請求金額	円										
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり										
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙										
候補者の氏名	戸籍名を記載										
振込先金融機関等											
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店								
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2								
預金種別	普通	・ 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	△△△△ △△△△						右づめで記入				
口座名義人	□□ □□										

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
 - 2 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
 - 3 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

[別紙] (様式第13号その2関係)

〔レンタル方式〕

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 戸籍名を記載

(1) 自動車の借入

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年月日	円	16,100円		
年月日	円	16,100円	円	
年月	契約書(届出書)と一致			1 (A)、(B)いずれか少ない金額
年月日	円	16,100円	円	
年月日	円	16,100円	円	
年月日	円	16,100円	円	
年月日	円	16,100円	円	
合 計			円	

備考

- 1 (A) 欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
 2 (C) 欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

【業者 → 町選管】

様式第13号その3（第6条関係）

〔レンタル方式〕

請求書

(選挙運動用自動車の燃料)

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

選挙期日後の日付

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

令和 年 月 日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること

法人印（個人の場合は除く。）

住 所 **所在地**
氏 名 **法人の名称** **個人の場合は**
代表者氏名 **個人名**

訂正印による訂正不可

記 代表者印（個人の場合は個人印）

請求金額	<input type="text"/> 円		
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり		
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振込先金融機関等			
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2
預金種別	普通 ・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	△△△△ △△△△		
口座名義人	□□ □□		

右づめで記入

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写し）とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給されたもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

[別紙] (様式第13号その3関係)

〔レンタル方式〕

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 戸籍名を記載

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売単価 (A)	販売量 (B)	販売金額 (C) = (A) × (B)	備考
年 月 日		円	ℓ	円	
年 月 日		円		契約書(届出書)と一致	
年 月 日		円	ℓ	使用証明書と一致	
年 月 日		円	ℓ	円	
年 月 日		円	ℓ	円	
計 (D)				円	
確認書に記載された額の合計 (E)				円	
請求金額 (F)				円	

備考

- 1 金額欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書に記載された額を記載してください。
- 3 (F) 欄には、(D) の合計欄と (E) の合計欄とを比較し
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 5 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、(A) 欄、(B) 欄、(C) 欄は、燃料の供給を受けた日毎に記載してください。

- (D)、(E)のいずれか少ない額
▪ 請求書の請求金額と一致

【業者等 → 町選管】

様式第13号その4（第6条関係）

〔レンタル方式〕

請求書
(選挙運動用自動車の運転手)

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

令和 年 月 日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること		法人印（個人の場合は除く。）	
住 所 氏 名		所在地 法人の名称 〔個人の場合は 代表者氏名 〔個人名〕〕 印	
訂正印による訂正不可		記 代表者印（個人の場合は個人印）	
請求金額	円		
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり		
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振込先金融機関等			
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2
預金種別	普通	・ 当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	△△△△ △△△△		
口座名義人	□□ □□		

右づめで記入

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
- 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者等 → 町選管】

[別紙] (様式第13号その4関係)

〔レンタル方式〕

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 戸籍名を記載

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (A)	基準限度額 (B)	請求金額 (C)	備考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	(A)、(B)いずれか少ない金額
年 月 日	円	12,500円	円	契約書(届出書)と一致
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
合 計			円	

備考

1 (C) 欄には、(A) と (B) とを比較して少ない方の金額を記

請求書の請求金額と一致

【(写し) 候補者 → 町選管】

契約書は参考書式です



選挙運動用ビラ請負契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を発注者とし、**業者名** を請負者として、発注者請負者両当事者間において、令和 **年** **月** **日**執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 発注者は、請負者に対して、次に掲げるビラを発注し、請負者はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 **cm × cm**

法定規格内 (長さ 29.7cm×幅 21cm 以内)

(2) 数量 **枚**

町長 : 5,000枚、町議 : 1,600枚

(3) 納期 令和 **年** **月** **日**

告示日前でも可能。ただし、契約日以降

2 請負代金は、1枚につき 金 **円** (消費税及び地方消費税含む。) とし、

総額 金 **検算** 円とする。

1枚 8円38銭 が公営負担の限度額

3 請負者は、納期限内にビラを作成し、発注者に引き渡さなければならない。

4 発注者は、前項の規定により、ビラの引き渡し後、請負者に対して代金を払うものとする。

ただし、請負者は、発注者に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、発注者の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、発注者、請負者協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ発注者、請負者それぞれ1通を保管する。

契約は告示日前でも可能

令和 **年** **月** **日**

法人印 (個人の場合は除く。)

代表者印 (個人の場合は個人印)

発注者 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

請負者 住所 **所在地**

氏名 (名称及び代表者氏名) **法人の名称** (印)

代表者氏名 (個人の場合は個人名)

備考

- 1 請負者 (ビラ作成業者) が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印章を使用すること。
- 2 請負者 (ビラ作成業者) が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を押印すること。

【候補者 → 町選管】

様式第2号（第2条関係）

届出日（契約日ではない。）

※告示日以降の日付

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和〇年〇月〇日

築上町選挙管理委員会委員長 殿

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載

印

次のとおり選挙運動用ビラ作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容			備考
		単価	作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		円 錢	枚	円	
年 月 日		円 錢	枚	円	
年 月 日		円 錢	枚	円	

備考

契約書（届出書）と一致

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【候補者 → 町選管】

ビラ作成業者毎に作成すること

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

届出日（契約日ではない。）

※告示日以降の日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

築上町選挙管理委員会委員長 殿

契約書に押印した印

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載

印

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第3項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約の相手方	氏名又は名称	
	住所	
	法人の代表者の氏名	
確認申請枚数	〇〇〇枚	契約書（届出書）と一致
		契約枚数かつ 町長 5,000枚以内 町議 1,600枚以内
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	事前審査時は〇〇枚	〇〇枚
今回の枚数 (b)	〇〇〇枚	〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇〇〇枚	〇〇枚
備考	契約書（届出書）と一致	

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者毎に別々に候補者から築上町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第8号（第3条関係）

確認番号	第 号
選挙運動用ビラ作成枚数確認書	
<p>築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第3項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に規定する枚数の範囲内のものであることを確認する。</p>	
令和 年 月 日	
築上町選挙管理委員会 委員長 印	
記	
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙
候補者の氏名	
確認枚数	枚
<p>備考</p> <p>1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。</p> <p>2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、築上町に支払を請求することはできません。</p>	

【候補者 → 業者 → 町選管】

様式第11号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

契約履行後の日付

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載

印

記

ビ ラ 作成業者	氏名又は名称	
	住所	
	法人の代表者の氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円

契約書（届出書）と一致

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者毎に別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が築上町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、築上町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
町長 5,000 枚
町議会議員 1,600 枚
 - 公費負担の限度額
限度額 = (1) の枚数 × 8円38銭（単価） ※1円未満の端数は切上げ
- 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【 業者 → 町選管 】

様式第14号（第6条関係）

請　　求　　書
(選挙運動用ビラ作成)

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

選挙期日後の日付

令和　　年　　月　　日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること

法人印（個人の場合は除く。）

住 所 **所在地**
氏 名 **法人の名称** **個人の場合は**
 代表者氏名 **個人名** **印**

訂正印による訂正不可

記 代表者印（個人の場合は個人印）

請求金額	円		
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり		
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振込先金融機関等			
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2
預金種別	普通 ・当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	△△△△ △△△△		
口座名義人	□□ □□		

右づめで記入

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書、選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（数種類ある場合は、種類毎に各1枚）を添付してください。
- 4 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

[別紙] (様式第14号関係)

請 求 内 訳 書 (選挙運動用ビラの作成)				
ビラ作成証明書の 作成金額及び作成枚数と一致				
区 分	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	(A) ■円 ■銭	(B) ■枚	(C) = (A) × (B) ■円	
基準限度額	(D) 8円38銭	(E) ■枚	(F) = (D) × (E) ■円	
請求金額	(G) ■円 ■銭	(H) ■枚	(I) = (G) × (H) ■円	

(A)、(D)のいずれか少ない額

(B)、(E)のいずれか少ない額

1 (E) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された確認枚数を記載してください。

町 長 5,000 枚

町議会議員 1,600 枚

2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少な

3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少な

4 金額欄には、消費税額を含んだ金額を記載してく

請求書の請求金額と一致

※印刷金額の単価を端数処理している場合

は、(A) × (B) の計算どおりとならな

いことがあります、請求書の請求金額

をそのまま記入してください。

・町長 5,000枚以内

・町議 1,600枚以内

戸籍名を記載

【(写し) 候補者 → 町選管】

契約書は参考書式です



選挙運動用ポスター作成請負契約書

(候補者名) **戸籍名を記載** を発注者とし、**業者名** を請負者として、発注者請負者両当事者間において、令和 **年** **月** **日**執行の **築上町〇〇〇〇選挙** における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 発注者は、請負者に対して、次に掲げるポスターを発注し、請負者はこれに対して請負うものとする。

(1) 規格 **cm × cm**

法定規格内 (長さ 42cm×幅 40cm 以内)

(2) 数量 **枚**

84枚が公営の限度枚数

(3) 納期 令和 **年** **月** **日**

告示日前でも可能。ただし、契約日以降

2 請負代金は、1枚につき 金 **円** (消費税及び地方消費税含む。)とし、
総額 金 **検算** 円とする。

1枚 4,352円が公営負担の限度額

3 請負者は、納期限内にポスターを作成し、発注者に引き渡さなければならない。

4 発注者は、前項の規定により、ポスターの引き渡し後、請負者に対して代金を払うものとする。

ただし、請負者は、発注者に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により築上町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、発注者の支払うべき金額のうち条例の定める金額を築上町長に対して請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、発注者、請負者協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ発注者、請負者それぞれ1通を保管する。

令和 **年** **月** **日**

契約は告示日前でも可能

法人印 (個人の場合は除く。)

代表者印 (個人の場合は個人印)

発注者 住所 **候補者届と一致**

氏名 (候補者) **戸籍名を記載** (印)

請負者 住所 **所在地**

氏名 (名称及び代表者氏名) **法人の名称** (印)

代表者氏名 (個人の場合は個人名)

備考

- 1 請負者 (ポスター作成業者) が町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、この契約書に押印した印章を使用すること。
- 2 請負者 (ポスター作成業者) が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を押印すること。

【候補者 → 町選管】

様式第3号（第2条関係）

届出日（契約日ではない。）

※告示日以降の日付

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和 年 月 日

築上町選挙管理委員会委員長 殿

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者

戸籍名を記載

印

次のとおり選挙運動用ポスター作成の契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容			備考
		単価	作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		円 錢	枚	円	
年 月 日		円 錢	枚	円	
年 月 日		円 錢	枚	円	

備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

契約書（届出書）と一致

2 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【候補者 → 町選管】

様式第6号（第3条関係）

ポスター作成業者毎に作成すること

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

届出日（契約日ではない。）
※告示日以降の日付

令和〇〇年〇〇月〇〇日

築上町選挙管理委員会委員長 殿

契約書に押印した印

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載 印

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第4項の規定による確認を受けたいので申請します。

記

契約年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日
契約の相手方	氏名又は名称	契約書（届出書）と一致
	住所	
	法人の代表者の氏名	
確認申請枚数	〇〇〇枚	84枚以内
区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	事前審査時は〇〇枚	〇〇枚
今回の枚数 (b)	〇〇枚	〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇〇枚	〇〇枚
備考	契約書（届出書）と一致	

備考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者毎に別々に候補者から築上町選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第9号（第3条関係）

確認番号	第 号
------	-----

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第4項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に規定する枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

築上町選挙管理委員会

委員長

印

記

選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙
候補者の氏名	
確認枚数	枚

備考

- この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、築上町に支払を請求することはできません。

【 候補者 → 業者 → 町選管 】

様式第12号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

契約履行後の日付

契約書に押印した印

令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙

候補者 戸籍名を記載

印

記

ポスター	氏名又は名称	
作成業者	住所	
	法人の代表者の氏名	
作成枚数		枚
作成金額		円
当該選挙区等におけるポスター掲示場数	84	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者毎に別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が築上町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、築上町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区等におけるポスター掲示場数に相当する枚数 92枚

(2) 単価の限度額

4,352円

当該選挙区等におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円} 88 \text{ 錢} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※1円未満の端数は切上げ

(3) 公費負担の限度額

365,568円

$$\text{限度額} = (1) \text{ の枚数} \times (2) \text{ 単価の限度額}$$

- 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

様式第15号（第6条関係）

請求書
(選挙運動用ポスター作成)

築上町議会議員及び築上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

なお、請求金額については、次の口座に振り込み願います。

選挙期日後の日付

令和 年 月 日

築上町長 殿

※契約書の印と一致すること

法人印（個人の場合は除く。）

住所

所在地

氏名

法人の名称

代表者氏名

個人の場合は

個人名

印

訂正印による訂正不可

代表者印（個人の場合は個人印）

記

請求金額	円		
請求金額の内訳	別紙「請求内訳書」のとおり		
選挙名	令和〇年〇月〇日執行築上町〇〇〇選挙		
候補者の氏名	戸籍名を記載		
振込先金融機関等			
金融機関名	〇〇銀行	本店・支店名	△△支店
金融機関コード	1 1 1	支店コード	2 2 2
預金種別	普通	・ 当座	口座番号
フリガナ	△△△△△△△△		
口座名義人	□□ □□		

右づめで記入

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書、選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後すみやかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、築上町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したポスターの見本1枚（数種類ある場合は、種類毎に各1枚）を添付してください。
- 「請求金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

【業者 → 町選管】

[別紙] (様式第15号関係)

請求内訳書
(選挙運動用ポスター作成)

選挙区等におけるポスター掲示場数		84箇所	候補者氏名 戸籍名を記載	
区分	単価	枚数	(C) = (A) × (B)	
作成金額	(A) 円	(B) 枚	(C) = (A) × (B)	円
基準限度額	(D) 4,352 円	(E) 枚	(F) = (D) × (E)	円
請求金額	(G) 円	(H) 枚	(I) = (G) × (H)	円

**ポスター作成証明書の
作成金額及び作成枚数と一致**

84枚以内

(A)、(D)のいずれか少ない額 **(B)、(E)のいずれか少ない額**

1 「ポスター掲示場数」欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区等におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください

(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場数が 50

$$\text{単価} = \frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} +}{\text{ポスター掲示場数}}$$

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。

6 金額欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

※印刷金額の単価を端数処理している場合

は、(A) × (B) の計算どおりとならないことがあります、請求書の請求金額をそのまま記入してください。

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

築上町選挙管理委員会

このQ&Aは、町議会議員等選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

目 次

1 共通		ページ
1	「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？	1
2	選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？	1
3	使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？	1
4	町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？	1
5	公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？	1
6	選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりする方が難しいのですが？	1
7	公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？	2
2 自動車の借り入れ		ページ
1	公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？	2
2	選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担対象になりますか？	2
3	選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？	2
4	レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？	2
5	選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公負担請求することができますか？	3
6	選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借り入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？	3
7	月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象となる金額を教えてください。	3
8	選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？	3

9	レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れする場合、どれくらいの価格で契約をすればいいのですか？	4
10	自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？	4
11	選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。	4
3 燃料の供給		ページ
1	選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？	4
2	選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか？	4
3	2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することができますか？	5
4	燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？	5
4 運転手の雇用		ページ
1	契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？	5
2	選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？	5
3	選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？	5
4	契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？	5
5	法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？	5
5 選挙運動用ビラの作成		ページ
1	公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？	6
2	選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？	6
3	選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？	6
4	選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？	6
6 選挙運動用ポスターの作成		ページ
1	公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？	7
2	ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？	7
3	選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書や名刺も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？	7

4	選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？	7
5	ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？	7
7 選挙運動用葉書の交付・郵送		ページ
1	選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点はありますか？	8
2	選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？	8
3	通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？	8

公費負担に関するQ & A

【 1 共通 】

Q 1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いませんが、問題がありますか？

A 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていたら必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります（印影など一部非開示部分あり）。

Q 5 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいてください。公費負担の請求時などに提示いただければ、手続がスムーズに進みます。
なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。

Q 6 選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが？

A 契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のために必要なことです。
納品書等の書類は、事実関係を証明するための大切な書類です。

Q 7 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを町選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

- ① 有償契約であること。
- ② 契約期間の記載があること。
- ③ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ④ 車両が特定（車種、登録番号等）されていること。
- ⑤ 契約年月日の記載があること。
- ⑥ 借受人が候補者であること。

なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限りません。

「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えありません。

【 2 自動車の借入れ 】

Q 1 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。

Q 2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象なりません。

「基本料金」とは、業者が国土交通省に届出をしており、一般的に車両本体と保険補償（対人、対物等の保険。免責補償は除く。）が含まれています。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。従つて、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。
また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。
しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。
ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）従つて、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

【参考】

道路運送法第80条では「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として

有償で貸し渡してはならない」と規定されています。

当該許可を受けていない者と契約する場合、貸主の状況（例えば複数の様々な人に有償で貸渡しをしているなど）によっては、道路運送法第80条に抵触する恐れがありますので、契約時に貸主の貸渡し状況を確認し、事前に運輸局に確認したほうがよいと思われます。

※道路運送法（抜粋）

（有償貸渡し）

第80条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 國土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の経営に類似していると認める場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結すれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

【 3 燃料の供給 】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象なりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合せた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【 4 運転手の雇用 】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいざれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。従って、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

【 5 選挙運動用ビラの作成 】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

【例 1】町長選挙運動用ビラ6,000枚の作成を39,000円で契約した場合

- 1枚あたりの作成単価は、 $39,000\text{円} \div 6,000\text{枚} = 6\text{円}50\text{銭}$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えていため $6\text{円}50\text{銭} \times 5,000\text{枚} = 32,500\text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分6,500円は、候補者の負担になります。

【例 2】町議会選挙運動用ビラ1,600枚の作成を15,800円で契約した場合

- 1枚あたりの作成単価は、 $15,800\text{円} \div 1,600\text{枚} = 9\text{円}87\text{銭}$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えていため $8\text{円}38\text{銭} \times 1,600\text{枚} = 13,408\text{円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分2,392円は、候補者の負担になります。

Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか？

- A
- | | |
|----------|--|
| ・枚 数 | 町議会議員選挙 1,600枚以内 |
| | 町 長 選 挙 5,000枚以内 |
| ・種 類 | 2種類以内 |
| ・規 格 | 長さ29.7cm × 幅21cm (A4判) 両面印刷が可能 |
| ・記 載 内 容 | 特に制限はありませんが、ビラの表面に発行責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。 |
| ・証紙の貼付 | 発行するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。 |

Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか？

- A 次の場所において頒布することができます。
- 新聞折込みによる頒布
 - 候補者の選挙事務所内における頒布
 - 個人演説会の会場内における頒布
 - 街頭演説の場所における頒布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

- A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【 6 選挙運動用ポスターの作成 】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

Q 2 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります（金額、作成枚数に上限があります）。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書や名刺も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書やその他の印刷費用は対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 5 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

【例 1】

ア 条例の限度枚数 84枚 イ 条例の限度単価 4,352円

ウ 実際の作成枚数 100枚 エ 実際の作成単価 1,500円

〈計算方法〉

- ・（公費負担の対象枚数） ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
⇒ ア又はウの少ない方 ⇒ 84枚（A）

正しい計算方法

- ・(公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較
⇒ イまたはエの少ない方 ⇒ 1,500円 (B)
- ・(公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) × (B)

$$84\text{枚} \times 1,500\text{円} = 126,000\text{円} \text{ (正しい請求金額)}$$

誤った計算方法

- ・「限度枚数 (84枚) ×限度単価 (4,352円)」で算出される額、365,568円を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数 (ウ) と実際の作成単価 (エ) を掛け合わせて算出
(ウ) × (エ)
- 100枚 × 1,500円 = 150,000円 (誤った請求金額)
- よって、差額の24,000円は、候補者の負担になります。

【 7 選挙運動用葉書の交付・郵送】

Q 1 選挙運動用葉書の交付又は郵送にあたって注意すべき点はありますか？

A 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。

通常葉書を使用できる枚数は、町議会議員選挙の場合は800枚、町長選挙の場合は2,500枚までと定められています。

通常葉書の交付は郵便局で葉書の交付を受ける方法と手持ちの通常葉書（私製を含む）に郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙郵便物にあてる方法があります。

差し出す場合は、直接ポストに入れないので、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。

Q 2 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが可能ですか？

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q 3 通常葉書の作成に要する費用について、公費負担が受けられますか？

A 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。

町議会議員等選挙においては、公費負担の対象外です。